

住民自治協議会等の意見

① 新しく「住民自治協議会に関する条例」を制定することに対して

	意見
1	現在の条例で良いと思います。自治協議会に関することがあれば基本条例に入ればよい。
2	新設する意義が見いだせない。従来の「伊賀市基本条例」に追加・修正・削除する方がよい。従来の「伊賀基本条例」はよくできた条例である。新設することで従来の「伊賀市基本条例」の良さが、新設した条例に同等に引き継がされるかどうか疑わしい。従来の「伊賀市基本条例」から目をそらす効果が懸念される。そもそもの見直し検討が必要な理由では、伊賀市を取り巻く状況と地域コミュニティを取り巻く状況から端を発している。これらの状況から新設する積極的理由が見当たらない。それよりも、権能と責務の話に置き換えられ、新設する方向に向かっている。新設して権能と責務を定義すれば、住民自治協議会は責務に縛られ、伊賀市の制御下に置かれる。これは市側に都合が良いが住民側からは不当な扱いとなる。以上により新設は必要ないと判断する。
3	住民自治協議会の区域について 日常的な繋がり、例えばPTA等から離れた区域で課題を出し合っても共感を得られない。歴史的に同一の区域と、同一ではない区域があり、後者から共通認識は得られにくい。区域について再考するか、その区域が共通意識を得られるよう市が働きかける。
4	良いと思います。特に第9条は重要です。
5	自治協条例より切り離さなくてもいいと思います。現状で充分ではないかと思います。
6	自治基本条例で不都合があるのか？時期が来たので見直しというが必要がないのでは。
7	伊賀市住民自治協議会に関する条例は不要。自治協議会に関することがあれば、基本条例へ入ればよい。
8	現行の自治基本条例に基づき、地域自治活動を進めてきています。しかし、地区によっては高齢化率も高く更に区長の引き継ぎが出来ない非常に厳しい現状にも直面しています。減額されてきた交付金の中でも、地域自治協議会として各区の連携強化を図りながら住民福祉向上に努めています。条例に基づき責任をもって住民の福祉向上に努めてきています。よって変更の必要性はないと考えます。
9	反対です。現行の自治基本条例で十分です。 「住民自治協議会」は、自治基本条例第24条に謳われているように「・・・地域住民により自発的に設置された組織で、・・・」であり、法人格を有しない組織です。その組織に対し、条例として特別に定め、法的に責務を負わせることには、無理があると思います。自治基本条例第28条第1項では、「・・・地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。」となっていますが、（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例第6条では、「・・・地域まちづくり計画を策定するものとする。」と断定した文言となっています。 また、自治基本条例同条第3項の「尊重」が（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例には該当箇所が無いように思われます。（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例第7条に住民自治協議会の事業が謳われていますが、各自協協議会により状況が異なるため、各自協の判断にゆだねられたいと思います。（主な事業として記載されていても出来ない自治協も出てくるのが予想されます。）
10	新設に反対します。
11	新設については問題無いと思います。
12	新たに第9条として「協議会の責務」（イメージ②）を入れられたことは良しとします。
13	特に意見はない

住民自治協議会等の意見

②権能と責務について

	意見
14	現状のままでよいのでは。
15	権能と責務について、具体的表現で数値化すればよいと思う。
16	伊賀市と住民自治協議会は、上下の差はなく同等平等である。市長は住民が選出した権限等を負託したものである。そして、市役所は住民のため、公共の福祉増進のために従事する公僕の集合した組織である。 したがって、住民側から市への意見・提案・要望などは、権能として定められるものではなく、むしろ住民側に潜在的に内在する自然な力であり、市側を制御するのは、成り立ちから考えると当然の成り行きである。それを権能として、権利と責務のように扱うのは余計なことである。 定義を多く行くと文章が固くなり融通がきかない決まりごとになる。 これでは、市側は扱いがより明確になり制御しやすい。しかし、住民側からすると弾力性のない融通のきかない、うれしくない結果を生みやすいことになる。ここでいう責務は、権能を制限する手段として成り立つ。これは、市側の上から目線で住民側を圧迫する手段となる。これでは同等平等ではなくなる。 よって責務は不要である。また権能が住民の自然な力の存在に誤解を与える言葉ならこれを改める必要がある。・・・住民自治協議会の基本事項
17	9条の責務を再度入れることは、前回議会に否決されたことを再度、取り上げただけで必要性は感じない。これまでに責務条項が必要な事案はなかったことでもあり住民側に不利な条項と考えます。
18	(住民自治協議会条例)第8条第2項の「協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について」の「執行等について」を「執行や地域課題について」としてはどうか。これを追加することで遅々として進まない地域課題を市長に提案する権能を自治協に与えて解決に進むよう市政に反映してもらう。
19	基本条例からきりはなさなくてもよく、現状で十分であり、第8条・第9条は不明です。もし、分けて条例を作るのなら、第9条(責務)はもっと運用しやすく変えることが必要だと思います。
20	行政側の都合で見直すように思う。住民にとって、責務が重くなってくるのではないか。人口が少なくなり、自治協、自治会が成り立たなくなった時、どの様な形になるのか。少数の若者におしつけることになるのではないか。
21	自治協に対して、「権能」「責務」は条例で縛る必要がない。自治協は市側より補助金があるが、あくまでも自治組織が基本で行政べったりでは疑問。
22	責務について、会員等への情報発信、情報収集、その後の周知、意見聴取の機会等多大な時間を要し、自治協として権能行使の決定までが長期化することを懸念する。 地元住民の代表が自治協役員となっていることから、自治協役員会において協議を経て、行使決定することは可能ではないのか。 権能行使の中には重要度の低いものもあり、それらを一律に対応することは事務の合理化、迅速化に反することと考える。

	意見
23	今回新たに住民自治協議会条例を設けて、「責務」という条項が加われば今より更に責任の重さが加わり、担い手の確保が更に難しくなるのは必定です。よってこの条例の制定に反対します。
24	第8条「権能」について：修正が必要 「自発的に設置された組織」に「権能」を与えるのはどうか、と思われます。「権能」があるから「責務」を設けるのであれば、「権能」を別の表記に変えるべきと思います。 また、第3項で「市長は、・・・当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、・・・」と同意を求める判断や選択権が市長にあるのが、市と自治協の「協働」の考えからどうかと思います。
25	第9条(責務)について：反対です。 先に述べたように「自発的に設置された組織」を法的にしばることは、「自発的」を阻害するように思います。今後、少子高齢化、過疎化が加速的に進む中、法的に縛りを設ければ、自治協議会の運営そのものに支障が出ることも考えられます。
26	ボランティア活動の住民に責務を要求する考えがわからない。
27	第8条(責務)と第9条(権能)について、権能については市長からの諮問がくるのか？責務については町づくり計画の作成や年1回の自治協総会等で、会員に対して情報及び説明等の共有・責任を果たしている。
28	自治協からの市への権能と同時に市民(会員)への責務は当然大事なことであり。今回の見直し案はよしとします。

住民自治協議会等の意見

③その他

	意見
29	必要に応じ総会等による多数決でいかがですか。
30	伊賀市住民自治協議会条例第7条 地域の防災・防犯に関することで、南部地区の避難所が分かれているが、一本化できないのか？ 地区住民の避難所は、東・西小学校と南部市民センター、保育所の4か所→小学校1か所に統合してほしい。
31	見直し検討が必要な理由では伊賀市を取り巻く状況及び地域コミュニティを取り巻く状況から、人口減少・少子高齢化の進行が理由で見直すことが伺われる。しかし見直しは第24条から第28条の分離と権能と責務の追加の方向となっている。人口減少・少子高齢化に対する条例の見直しがどのように行われているのか不明である。20年目の見直しが、取り巻く状況の変化にどのように対応するかが本命と思うが、そのあたりが見えない。人口減少・少子高齢化による町の自治の役員・代表者の担い手が減少し、町の自治組織が失われつつある。町の住民は存在して生きているが、ただそれだけである。町として何かを行うにも、高齢化で集まるのは困難である。特定の人達で色々やっているが、これも段々難しくなってくる。そもそも町の住民の事情は、年金受給者は年金額が少ないので、働く必要がある。若い世帯は経済的問題で共働き、子どもの世話で忙しい。高齢者は病気・一人暮らし・介護が必要など周りの住民の支援が必要。しかし支援する周りの人達も高齢化で担い手が減少している。このような高齢者がどんどん増えているのである。町の自治会組織の基本となる組長の担い手の選出が困難となってきている。このような町の状況に市側はどのように支援・援助できるのか、明確な方向性が見えない・ほんとにどうなるのか？
32	南平野木興線の拡幅・拡張工事が遅々として進まない。自治協の答申に対する残能が行政間でうまく進んでいない。今後、条例の新設で自治協が地域に密着した活動に期待したい。
33	まだ。少数ではありますが、自治協組織に入らない住民がいます。今後、増加する可能性も考えなくてはならないと思います。現在の条例でそのような住民にストップがかけられるのだろうか心配です。
34	伊賀市住民自治協議会条例第7条で住環境整備や子育てに関することを追加。これを追加して、空地・空き家問題や子育てについて、地域全体で取り組むようにする。
35	必要が無い用に思う。
36	基本条例でも記載されていないが、自治会の位置づけを明確にする。
37	住民自治協議会条例として特別に条例を定めることには反対です。仮に条例を定めるのであれば、第10条に「住民自治協議会への支援」がありますが、「支援」ではなく、市としての住民自治協議会への「責務」になるように思います。 また、同条第4号で「その他市長が必要と認めるもの」とありますが、「市長」ではなく「住民自治協議会」かと思います。
38	その他の意見として、このような自治協議会に対して重要な条例改正であれば、文章だけでなく、各自治協へ説明すべきとの意見がありました。
39	住民自治活動に予算を減額し、要求ばかり増えていると思います。
40	見直し検討は必要であり、時代時代に合った様に考えていただければありがたいです。高尾住民自治協においては、65才以上の高齢化率が65%前後で、250数名の人口で、160数名が高齢者です。今後、高尾住民自治協議会を維持していくにはどうしたらいいのか考えるところです。高齢者の住みやすい地域や伊賀市にしていいただければと思います。